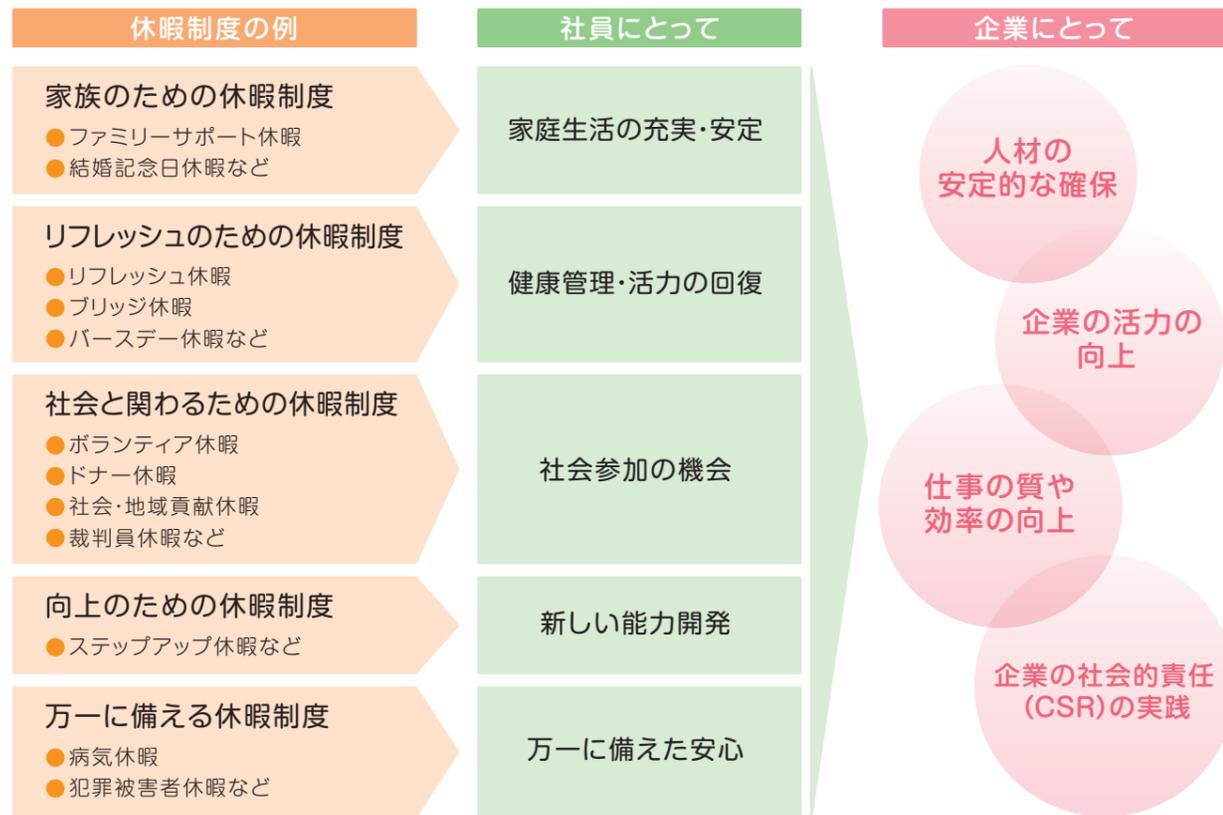


新しい休暇制度の導入・活用で、  
こんな効果が期待できます!



# 病気でも安心して休めるから 安心して働ける

いま、病気療養のための休暇が必要とされています。



特別な休暇制度を紹介するホームページがあります



特別な休暇制度

<http://www.kyuukaseido.jp>

特別な休暇について学べる情報を掲載しています。  
企業の導入事例を詳しく紹介しています。

**全国各地で、特別な休暇制度に関するセミナーを開催中です!**  
詳しくは、上記ホームページの「セミナー情報」をご覧ください。(2016年1月まで)

## 厚生労働省委託事業

「特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及のための広報事業」

平成27年度 特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及のための広報事業事務局

E-mail: [kyuukaseido@chosakai.ne.jp](mailto:kyuukaseido@chosakai.ne.jp)  
〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5 調査会ビル  
株式会社 労働調査会 出版局

# 特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度とは



## “特に配慮を必要とする労働者”とは？

経済社会を持続可能なものとしていくためには、その担い手である労働者が、心身の健康を保持できることはもとより、職業生活の各段階において、家庭生活、自発的な職業能力開発、地域活動等に必要とされている時間と労働時間等を柔軟に組み合わせ、心身ともに充実した状態で意欲と能力を十分発揮できる環境を整備していくことが必要です。

“特に配慮を必要とする労働者”に対する休暇制度とは、「労働時間等見直しガイドライン」\*において例示されている「特に配慮を必要とする労働者」（下記参照）に対して付与される特別な休暇制度です。これらの休暇は、年次有給休暇とは違い、付与する義務がないものもありますが、事業主は労働者の個々の事情に対応しつつ、事業場における労使の話し合いにより、付与を検討することが望まれます。

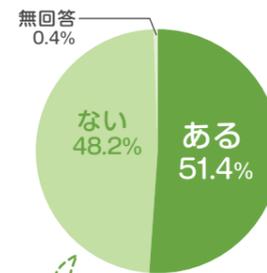
\*厚生労働省が、事業主が特別な休暇を含む労働時間等の見直しについて適切に対処するために必要な事項を定めたもの。

### “特に配慮を必要とする労働者”の例

- 特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者
- 子の養育又は家族の介護を行う労働者
- 妊娠中及び出産後の女性労働者
- 単身赴任者
- 自発的な職業能力開発を図る労働者
- 地域活動等を行う労働者
- その他特に配慮を必要とする労働者

## “病気休暇制度”に関するアンケート

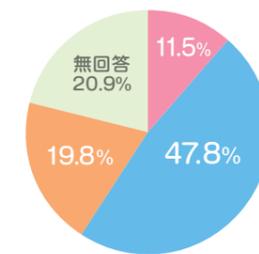
Q. 病気休暇制度はありますか？



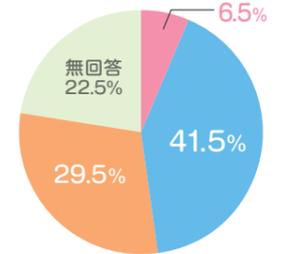
半数の企業が何らかの病気休暇制度をすでに導入しています。

Q. 半日単位病気休暇制度、時間単位病気休暇制度の利用は？

半日単位病気休暇制度について



時間単位病気休暇制度について



- 制度がある
- 就業規則等への定めはないが、希望に応じて個別に対応
- 就業規則等への定めがなく、個別の希望も認めていない

出典：平成26年度「労働時間等の設定の改善を通じた「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査」

## いま、病気療養のための休暇が必要とされています

近年の医療技術の進歩により、これまでは治らないとされてきた疾病が治るようになる一方で、長期にわたる治療等が必要な疾病やメンタルヘルス上の問題を抱えながら、職場復帰を目指して治療を受ける労働者や、治療を受けながら就労する労働者の数が増加しています。

こうした労働者をサポートするため、

- ◆ 治療・通院のための時間単位や半日単位で取得できる休暇制度
- ◆ 年次有給休暇とは別に使うことができる病気休暇
- ◆ 療養中・療養後の負担を軽減する短時間勤務制度

等を導入することの必要性が高まっています。

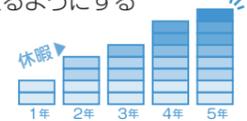
### 時間・半日単位の年次有給休暇

平成22年4月1日の改正労働基準法の施行により、労使協定を締結すれば、年に5日を限度に年次有給休暇を時間単位で取得できるようになりました。



### 失効年休積立制度

失効した年次有給休暇を積み立てて、病気等で長期療養する場合に使えるようになる制度です。導入している企業は、全体の23.4%\*となっています。



### 病気休暇

私傷病の療養のために、年次有給休暇以外で利用できる休暇制度です。取得できる要件や期間は、労使の協議あるいは休暇を与える使用者が決定します。

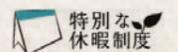


### 短時間勤務制度

一定の期間、所定労働時間を短縮する短時間勤務制度を導入している企業は42.7%\*、そのうち疾病治療のために制度を利用できる企業は54.2%\*となっています。



\*出典：独立行政法人 労働政策研究・研修機構「メンタルヘルス、私傷病などの治療と職業生活の両立支援に関する調査」(2012年)



## 病気休暇制度を導入している企業をご紹介します

(平成24年度～26年度「特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及のための広報事業」における収集事例)

平成26年度	・ドナー休暇	パラマウントベッド 株式会社 製造業/従業員数808名 (2014年8月31日現在)	・私傷病の際に使える積立休暇	株式会社 千葉銀行 金融・保険業 従業員数6,770名(うち正社員4,376名) (2014年7月31日現在)
	・私傷病・看護・介護のための特別有給休暇	オエノンホールディングス 株式会社 (オエノングループ) 製造業/従業員数89名(単体) 970名(連結) (2013年12月31日現在)	・不妊治療のための休暇	住友電気工業 株式会社 製造業/従業員数4,382名(単体) 232,936名(連結) (2014年6月30日現在)
	・私傷病のための特別休暇	株式会社 小坂工務店 建設業/従業員数45名 (2014年9月1日現在)	・私傷病特別休暇	花王 株式会社 製造業/従業員数6,172名(単体) 33,054名(連結) (2013年12月未現在)
平成25年度	・障がい者通院休暇 ・ストック有給休暇	株式会社 サタケ 製造業/従業員数1,019名 (2013年10月31日現在)	・積立休暇	株式会社 資生堂 製造業/従業員数33,356名 (2013年3月31日現在)
	・ストック休暇	コニカミノルタ 株式会社 製造業/従業員数7,590名(単体) (2014年1月現在)	・特別支援休暇	伊藤忠商事 株式会社 商社/従業員数4,281名 (2013年7月1日現在)
平成24年度	・特別療養休暇 ・骨髄ドナー休暇	アステラス製薬 株式会社 製造業/従業員数17,085名(連結) (2012年3月31日現在)	・年次有給休暇の積立制度	学校法人 東北薬科大学 教育/従業員数157名 (2012年5月1日現在)
	・時間有給休暇 ・積立休暇	カシオ計算機 株式会社 製造業/従業員数2,608名 (2012年3月31日現在)	・病気特別休暇 ・アフターケア制度	日新火災海上保険 株式会社 保険事業/従業員数2,606名 (2012年3月31日現在)